

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2015-144971(P2015-144971A)

【公開日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-051

【出願番号】特願2015-104400(P2015-104400)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月27日(2016.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域と、

遊技球を前記遊技領域の上部へと打ち込むための遊技球発射手段と、

前記遊技領域に設けられ、前記遊技球が入賞可能な始動口と、

前記遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な開放状態と、遊技球が入賞困難な閉鎖状態とに切り替わり、通常は前記閉鎖状態に保持されている大入賞口と、

前記始動口への遊技球の入賞を起因にして、前記大入賞口を開放状態にする大当たり遊技を行うか否かの大当たり当否判定を含んだ始動口入賞判定を行う始動口入賞判定手段とを備えた遊技機において、

前記遊技領域の上部に打ち込まれた遊技球を前記遊技領域の左右何れか一方寄りの第1流下領域か、他方寄りの第2流下領域の何れかに分けて流下させる流下規制枠壁と、

前記第2流下領域に配置されたゲート構造をなし、遊技球の通過に応じて遊技者に有利な遊技状態へ移行可能な始動ゲートと、

前記第2流下領域に配置された前記始動口としての第1始動口と、

前記第1流下領域より前記第2流下領域を流下する遊技球の方が入賞し易くかつ前記第1始動口より下流側となる位置に前記始動口として設けられ、前記第1始動口に入賞した場合より遊技者にとって有利となるように前記始動口入賞判定手段による前記始動口入賞判定が行われると共に前記始動ゲートより下流側に配置される第2始動口と、を備え、

前記第2流下領域を流下する遊技球の全てが通過するように前記第2流下領域の上端部に配置された共通通過路と、

前記共通通過路から二股に分岐しあつ下端同士が合流した第1分岐路及び第2分岐路と、

前記第1分岐路の途中に、遊技球が転落するか横切って通過する転落口とを設け、

前記始動ゲートは、前記第1分岐路及び前記第2分岐路の下端同士の合流部のうち前記第1分岐路より前記第2分岐路の下端から排出された遊技球の方が入球し易い位置に配置されると共に、

前記第1始動口は、前記転落口に転落した遊技球を受け入れ可能な位置に配置されたことを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記転落口には、前記転落口を塞ぐ閉状態と、前記転落口を開放する開状態とに切り替わるスライド板が備えられている請求項 1 に記載の遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項 1 の発明に係る遊技機は、遊技球を遊技領域の上部へと打ち込むための遊技球発射手段と、遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な始動口と、遊技領域に設けられ、遊技球が入賞可能な開放状態と、遊技球が入賞困難な閉鎖状態とに切り替わり、通常は閉鎖状態に保持されている大入賞口と、始動口への遊技球の入賞を起因にして、大入賞口を開放状態にする大当たり遊技を行うか否かの大当たり当否判定を含んだ始動口入賞判定を行う始動口入賞判定手段とを備えた遊技機において、遊技領域の上部に打ち込まれた遊技球を遊技領域の左右何れか一方寄りの第 1 流下領域か、他方寄りの第 2 流下領域の何れかに分けて流下させる流下規制枠壁と、第 2 流下領域に配置されたゲート構造をなし、遊技球の通過に応じて遊技者に有利な遊技状態へ移行可能な始動ゲートと、第 2 流下領域に配置された始動口としての第 1 始動口と、第 1 流下領域より第 2 流下領域を流下する遊技球の方が入賞し易くかつ第 1 始動口より下流側となる位置に始動口として設けられ、第 1 始動口に入賞した場合より遊技者にとって有利となるよう始動口入賞判定手段による始動口入賞判定が行われると共に始動ゲートより下流側に配置される第 2 始動口と、を備え、第 2 流下領域を流下する遊技球の全てが通過するように第 2 流下領域の上端部に配置された共通通過路と、共通通過路から二股に分岐しあつ下端同士が合流した第 1 分岐路及び第 2 分岐路と、第 1 分岐路の途中に、遊技球が転落するか横切って通過する転落口とを設け、始動ゲートは、第 1 分岐路及び第 2 分岐路の下端同士の合流部のうち第 1 分岐路より第 2 分岐路の下端から排出された遊技球の方が入球し易い位置に配置されると共に、第 1 始動口は、転落口に転落した遊技球を受け入れ可能な位置に配置されたところに特徴を有する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項 2 の発明は、請求項 1 に記載の遊技機において、前記転落口には、前記転落口を塞ぐ閉状態と、前記転落口を開放する開状態とに切り替わるスライド板が備えられているところに特徴を有する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、第 2 始動口と始動ゲートを狙うワクワク感と共に、それらの上流側の第 1 始動口

に遊技球が入賞してしまわないかというドキドキ感を抱かせることが可能となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、共通通過路から第2分岐路へと振り分けられた遊技球が、第1始動口に向かうことなく始動ゲート又は第2始動口に向かうのに対し、共通通過路から第1分岐路へと振り分けられた遊技球の一部が、第1始動口に入賞するようにし、残りを第1分岐路と第2分岐路の下端同士の合流部から始動ゲート又は第2始動口に向かわせることが可能となる。これにより、共通通過路から第2分岐路に振り分けられるか否かのドキドキ感と、第1分岐路の途中で転落口に転落するか否かのドキドキ感を遊技者に与えることが可能となる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

<右側流下領域Rbの流下経路について>

右側流下領域Rbの上部には、その右側流下領域Rbを流下する遊技球の全てが通過する共通基幹経路50が設けられている。共通基幹経路50は、遊技球が1つだけ通過可能な幅をなして上下方向に延び、その共通基幹経路50の下端部に、第1基幹流下経路51と第2基幹流下経路52とが二股状に連絡されている。第2基幹流下経路52は、第1基幹流下経路51との分岐部から遊技領域Rの外縁部に沿って下方に延びており、その下端部の排出口52Bが、始動ゲート30に向かって左斜め下方に開放している。また、第2基幹流下経路52は、遊技球をサイド始動口32Aに入賞させないように案内して、始動ゲート30や、その下流側に配置された特別始動口33A、第1及び第2のアタッカ一口34A, 35Aに向かわせる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

図4に示すように、第1基幹流下経路51は、第2基幹流下経路52との分岐部から、第2基幹流下経路52よりも大きく左右に蛇行しながら下方に向かって延びており、遊技球が通過する通過時間が、第2基幹流下経路52よりも長くなるように構成されている。第1基幹流下経路51の下流側には、サイド始動口32A、特別始動口33A、始動ゲート30等が設けられている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

【表1】

| | | | |
|----------|--------|-------|-------------|
| 第1の当否判定権 | 特典付き当り | ▽入球あり | 確変有り・時短有り状態 |
| | | ▽入球なし | 確変無し・時短有り状態 |
| | 特典無し当り | ▽入球あり | 確変有り・時短無し状態 |
| | | ▽入球なし | 確変無し・時短無し状態 |
| 第2の当否判定権 | 特典付き当り | ▽入球あり | 確変有り・時短有り状態 |
| | | ▽入球なし | 確変無し・時短有り状態 |